

第一次大戦後

- [ヴェルサイユ条約](#) 231 条・232 条

第二次大戦後

- 日本¹
 - 条約
 - ◇ [対日平和条約](#) (1951 年) 14 条・19 条
 - ◇ [日華平和条約](#) ([UNTS, vol. 138, p. 3](#)) (1952 年) 11 条²
 - ◇ [日印平和条約](#) (1952 年) 4 条・5 条・6 条
 - ◇ [日ソ共同宣言](#) ([UNTS, vol. 263, p. 99](#)) (1955 年) 6 項
 - ◇ [日中共同声明](#) (1972 年) 5 項
 - ◇ ([日韓請求権協定](#)は jus post bellum の問題ではないので扱わない)
 - 「放棄」の意味
 - ◇ [オランダ人元捕虜等事件東京高裁判決](#)³2001 (平成 13) 年 10 月 11 日 [訟務月報](#)⁴48 卷 9 号 2123 頁。
 - 平和条約 14 条(b) (28 頁以下)
 - 31 頁・32 頁に示されたオランダ政府の解釈を説明せよ。
 - 日本はオランダの解釈に「法的に承服できない」(31 頁) としつつ、オランダに「満足を与える」(32 頁) ため、32-33 頁に挙げられた解釈を示した。この解釈とオランダ政府の解釈との異同を説明せよ。
 - 上記 2 つの解釈と、「被告人 [国] の当審における新たな主張」(11 頁) に示された解釈との異同を説明せよ。
 - それらと、本判決が示した解釈 (33 頁) との異同を説明せよ。
 - ◇ [西松建設事件最高裁判決 2007 \(平成 19\) 年 4 月 27 日](#)
 - 「サンフランシスコ平和条約の枠組み」(11 頁) とはどのようなものか、説明せよ。

¹ 国際法事例研究会『[日本の国際法事例研究\(6\) 戦後賠償](#)』(ミネルヴァ書房、2016 年)、浅田正彦『[日中戦後賠償と国際法](#)』(東信堂、2015 年)。

² 3 条は、日韓請求権協定同様、植民地分離後の処理を定めるものであって jus post bellum に関するものではない。

³ 解説については、各種判例集参照。

⁴ リンク先ページ下の「検索条件入力」から、裁判所名+日付で検索。出てくる PDF の頁数と本来の訟務月報の頁数とは一致しない。以下では、サイトからダウンロードできる PDF の頁数を示す。

- 12 頁の「放棄」について、上記東京高裁判決で示された様々な解釈と比較し、そのいずれと同じまたは近いのか、説明せよ。
 - 日中共同声明 5 項につき、「その文言を見る限りにおいては、……個人として有する請求権の放棄を含む趣旨かどうか、必ずしも明らかとはいえない」(15 頁) としつつ、「個人の請求権を含め、……すべての請求権を……放棄することを明らかにしたものである」というべき(18 頁) との結論に達した理由付けを説明せよ。
 - 日中共同声明 5 項は、「中華人民共和国政府は……放棄する」と述べるが、判決では同項は「相互に放棄することを明らかにした」(18 頁) と結論されている。その理由付けを説明せよ。
- ドイツ⁵
 - 戦争賠償
 - ◇ ポツダム協定(1945 年) ([FRUS, Potsdam Conference, 1945, vol. II](#), pp. 1505-1506) 1 項、3 項
 - ◇ 連合国管理理事会法 5 号 ([Enactments and Approved Papers of the Control Council and Coordinating Committee, 1945-I](#), p. 176) 2 条、3 条
 - ◇ [ドイツ賠償協定](#) (1946 年) 1 条
 - ◇ 戦争占領処理条約 (1952 年) ([UNTS, vol. 332](#), p. 219) 6 章 1 条、3 条
 - ◇ 戦争占領処理条約に関する交換公文⁶ (1990 年) ([UNTS, vol. 1656](#), p. 29) 3 項
 - ナチ被害者への補償
 - ◇ 戦争占領処理条約 4 章 章のタイトルに注目
 - 同章単独条 2 項
 - ◆ (a) “in the Federal territory”
 - ◆ (b) “in the various Länder”
 - ◇ 12 か国 (+イスラエル) と二国間条約
 - 例 [フランスとの条約](#) (1960 年) ([Documents joints](#) のリンク [19600045.pdf](#) をクリックすると条約文が出る)
 - ◆ 1 条 1 項 ナチ迫害の犠牲になったフランス国籍者のために 4

⁵ 川喜田敦子「第十章 西ドイツの戦争賠償と『ナチ不法に対する補償』」石田勇治・川喜田敦子『[ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ](#)』(勉誠出版、2020 年)、仲正昌樹『[『連邦補償法』から『補償財団』へ——ドイツの戦後補償の法的枠組みの変化をめぐって](#)』[金沢法学](#) 43 巻 3 号 (2001 年) 89 頁。

⁶ [ドイツ最終処理条約](#) (「2+4 条約」) を受けてなされた交換公文。

億 DM 支払

- ◆ 1 条 2 項 その配分はフランスが判断
- ◆ 3 条 ナチ迫害を原因とする補償に関する全ての問題を確定的に解決 (règle définitivement [...] tous les problèmes)

- 強制労働被害者への補償
 - ◇ 「記憶・責任・未来」財団
 - ◇ 同財団に関する米独条約 (2000 年) ([UNTS, vol. 2130, p. 249](#)) 2 条 1 項

国家責任条文作成過程での議論

- [国家責任条文](#) 31 条 “full reparation” その意味→コメンタリー 3 項
 - 草案段階での議論
 - ◇ [1993 年報告書](#) 6 条 bis (58 頁) へのコメンタリー 8 項 (60 頁)
 - ◇ [1996 年報告書](#) 42 条 3 項 コメンタリー 8(a) 項 (66 頁)
 - ◇ 1996 年報告書 42 条 3 項へのフランス・ドイツの反応 ([1998 ILC Yearbook Vol. II, Part 1, p. 146](#))

安保理決議による制度構築 湾岸戦争補償委員会⁷

- [安保理決議 687 \(1991\)](#) 16, 18, 19 項
- 事務総長報告 ([S/22559](#)) 20 項⁸
- [安保理決議 692 \(1991\)](#) 3 項
- [UNCC 運営委員会決定 277 \(2022\)](#)
- [安保理決議 2621 \(2022\)](#) 7 項

多数国間条約による制度構築 国際刑事裁判所⁹

- [ローマ規程](#) 75 条、79 条

⁷ 中谷和弘「湾岸戦争の事後救済機関としての国連補償委員会」『[国際社会の組織化と法](#) [内田久司先生古稀記念論文集]』(信山社、1996 年) 333 頁。

⁸ “The Commission is not a court or an arbitral tribunal”と書かれているが、私人が申立人となる仲裁による手続で処理する例もしばしば見られる。対日平和条約に基づいて設置された中佐委員会につき、Nisuke Ando and Shotaro Hamamoto, “[Property Commissions Established pursuant to Art. 15 Peace Treaty with Japan \(1951\)](#)”, *Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, Oxford University Press, 2022.

⁹ 越智萌 [「ICC の賠償命令研究」](#)

- [信託基金 79 条](#)
- [日本の拠出 \(2018 年\)](#)
- [スペインの拠出 \(2024 年\)](#)

ウクライナ戦争¹⁰

- [国連総会決議 ES-11/5](#) 2 項から 4 項
- ヨーロッパ評議会閣僚委員会決議 [CM/Res\(2023\)3-consolidated](#)
 - [日本の参加](#)
- [損害登録機関 RD4U](#)

ガザ

- EU-World Bank-UN, [Gaza Strip Interim Damage Assessment](#), 2024.

以上

¹⁰ 中島啓「ロシアのウクライナ侵略により生じた損害を登録する機関の設立と賠償メカニズムの実現可能性」[国際法研究](#) 13 号 (2024 年) 100 頁。